

暴力団排除条項の参考例（ひな型）

- 1 工事請負契約約款を使用するなどして発注者（以下甲という。）と元請負人（以下乙という。）が工事請負契約を締結する場合

（暴力団等排除に係る特約）

乙は、甲に対し、乙が、平成19年6月19日付で犯罪閣僚対策会議が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び愛知県警察の建設工事からの暴力団排除に関する指導に基づき、反社会的勢力との関係遮断を乙の重要な基本方針としてい

ることを表明し、甲は、乙の表明を理解した上で、当該請負契約締結に当たり、あらかじめ下記特約を締結する。

（定義）

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などを含む。）
- (4) 暴力団事務所等 暴力団及び暴力団員ないし暴力団関係者が組織的な活動の用に供している不動産(建物(建物の一部を含む。))及び土地。)

（契約の解除）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、この契約を解除することができる。

- 一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の

責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。

二 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

七 甲が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いて乙の信用を棄損し、または乙の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

八 乙が、甲との間で締結した工事の請負契約に関し、甲が工事の結果完成することとなる工事物件(増改築及び改修を含む。以下「物件」という。)を暴力団事務所等に利用するものと認められるとき

2 甲は、乙に対し、前項の契約解除に伴う違約金については、請求しないものとする。

3 乙は、第1項の規定により、この契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲は乙にその損害を賠償するものとする。

(契約解除後の措置)

第3条 甲は、乙が前条に基づく契約の解除をしたとき、物件の出来形部分と検査済みの工事材料及び建築設備の機器(以下「工事材料等」という。)を引き受け、引き受けた物件の出来形部分及び工事材料等に相応する請負代金を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する甲が乙に請負代金を支払う場合において、甲に前払金があったときは、当該前払金額を請負代金から控除するものとし、控除して精算した結果前払金額に残額があるときは、乙はその残額について甲に返すものとする。

3 乙が前条に規定する契約の解除をしたときは、各当事者に属する物件については、甲と乙が協議のうえ、期間を定めてその引取り後片付けなどの処置を行うものとする。

4 前項の処置が遅れているときにおいて、催告しても、正当な理由がなく、なお行われなときは、相手方はこれに代わって処置を行い、これに要した費用を請求することができる。

2 公共工事及び民間工事に関して、元請負人（以下、甲という。）が下請負人（以下、乙という。）と建設工事下請負契約を締結する場合（工事下請基本契約約款などを利用して工事下請契約書を作成する場合）

（暴力団等排除に係る特約）

甲は、乙に対し、甲が、平成19年6月19日付で犯罪閣僚対策会議が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び愛知県警察の建設工事からの暴力団排除に関する指導に基づき、反社会的勢力との関係遮断を甲の重要な基本方針としてい
ることを表明し、乙は、甲の表明を理解した上、当該下請負契約締結に当たり、あらかじめ下記特約を締結する。

（定義）

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などを含む。）

（契約の解除）

第2条 甲は、乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下、同じ。）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。

二 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

七 乙が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いて乙の信用を棄損し、または乙の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

2 乙は、甲に対し、前項の契約解除に伴う違約金については、請求しないものとする。

3 甲は、第1項の規定により、この契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙は甲にその損害を賠償するものとする。

(通報・報告条項)

第3条 乙は、乙又は乙の下請負者が暴力団、暴力団員または暴力団関係者による不当要求行為または工事妨害(以下、「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告

に必要な協力を行うものとする。

2 乙が正当な理由なく前項に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、この契約を解除することができる。

(表明・確約条項)

第4条 乙は、甲に対し、乙又は乙の下請負者が、第2条第1号ないし第6号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

注：愛知県公共工事請負契約約款（建設工事用）は、上記条項とほぼ同様の条項を第43条の2に設けています。したがって、公共工事を受注した元請会社が、下請けを使用する場合は、愛知県の工事約款と同様の暴力団排除条項を設けるのが適切です。さらに、1次下請けが2次下請けを使用する場合は、上記約款と同様の約款を契約書中に挿入するよう指導してください。

3 請負人（以下、甲という。）が下請負人（以下、乙という。）との間で簡略な建設工
下請負契約書を作成する場合（簡略バージョン）

（暴力団排除に関する特約）

- 1 乙は、甲に対し、乙の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下、反社会的勢力といいます。）と、直接または間接の関係を一切有していないこと及び将来も有しないことを誓約する。
- 2 乙は、甲に対し、乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）が反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下、不当介入といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うことを約する。
- 3 乙が前2項に違反した場または乙が自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合は、甲は、乙に対し、何らの催告を要せずに、本契約を解除できる。
- 4 甲が前2項の規定により、この契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙は甲にその損害を賠償するものとする。

（さらに簡略なバージョン）

乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力と直接、間接に関係を有していると認められる場合または乙が自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合は、甲は、乙に対し、何らの催告を要せずに、本契約を解除できる。その場合、乙は甲に損害賠償を請求することができない。

- 4 請負人（以下、甲という。）が下請負人（以下、乙という。）との間で、契約書を作成しないで、誓約書を提出させる場合

誓 約 書

甲社御中

当社は、当社の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下、反社会的勢力といいます。）と、直接または間接の関係を一切有していないこと及び将来も有しないことをここに誓約します。

さらに、当社は、当社又は当社の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含みます。）が反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下、不当介入といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに御社にこれを報告し、御社の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行います。

以上について、当社が違反した場合及び当社が自らまたは第三者を利用して、御社にまたは御社の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合には、契約の解除及び損害賠償など御社が行う一切の措置について異議ありません。

平成 年 月 日

乙社 印